

## 令和5年度（2023年度）第2回北海道子どもの未来づくり審議会 議事録

### 1 書面開催概要

#### (1) 書面送付

令和5年（2023年）8月28日付け子政第410号

#### (2) 意見提出期限

令和5年（2023年）9月4日

#### (3) 書面送付先

北海道子どもの未来づくり審議会委員 全15名

別紙「令和5年度（2023年度）第2回北海道子どもの未来づくり審議会 委員名簿」のとおり

### 2 審議事項

審議会機能の見直しについて

### 3 委員からの意見等及び事務局回答

以下のとおり

#### 【野村委員】

これまでの数年間、本審議会、子ども部会並びに社会的養育推進計画検討部会委員として関わりを持たせていただいた立場から、今回の見直し案について、感じたことを僭越ながら申し上げます。

#### ①「社会的養育支援部会」と「こども措置審査部会－権利擁護専門部会」の役割・機能分担等について

・権利擁護専門部会の有識者により、社会的養育推進計画策定を検討いただくことがベターと思われるので、二つに分ける必要性があまり感じられません。

#### ②「こども家庭支援部会」、「困難女性支援部会」のこども計画への反映等について

・上記部会については、今回初めて設置するため、現行部会との関連がほぼないと思われるので、これらの部会協議がこども計画にどのように反映される（させる）のか、予め整理しておく必要があると思います。

#### 【事務局】

#### ①「社会的養育支援部会」と「こども措置審査部会－権利擁護専門部会」の役割・機能分担等について

貴重な御意見を賜り感謝申し上げます。

「社会的養育支援部会」については、社会的養育推進計画の策定のほか、里親の認定について審議いただくこととしており、委員には、社会的養育に関わる有識者として、施設関係者に就任

いただくことが不可欠と考えているところです。

一方、「権利擁護専門部会」については、令和6年4月施行予定の改正児童福祉法を踏まえた児童相談所や児童養護施設等におけるこどもの意見表明等について審議していただくこととしていますが、こどもの意見を尊重する観点から、本部会の体制は独立性が求められており、施設関係者を委員に選定することは望ましくない旨、国の通知が示されているところです。このように、本部会では施設関係者の委員就任が困難なことから、本部会において計画策定や里親認定を審議いただくことは難しいと考えているところです。

## ②「こども家庭支援部会」、「困難女性支援部会」のこども計画への反映等について

「こども家庭支援部会」、「困難女性支援部会」における審議内容のこども計画への反映等につきましては、審議結果を適切に反映できるよう、事前に整理してまいります。

### 【寺本委員】

審議会の統合により、対応すべき内容が幅広く多岐に渡るため、部会も多くなるかとおもわれます。医師会としても、産婦人科医としても、是非、参画していきたいと思えます。

また、少子化対策としては、もう少しできることもあるのでは、と日々考えています。

少子化対策は、婚姻がスタートではなく、就労からではないか、とも思いますし、また、もう少し早い時期から、プレコンセプションケア（男女を問わず、思春期前から生殖可能年齢にあるすべての女性とカップルを対象とし、身体的、心理的および社会的な健康の保持および増進を目的とした介入）を受けられるよう、体制整備を図るのも重要と思えます。

### 【事務局】

貴重な御意見を賜り感謝申し上げます。

審議会機能の統合後も引き続き、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

プレコンセプションケアの体制整備など、いただきました御意見につきましては、次期計画の策定に向けて検討させていただきます。

### 【山田智子委員】

#### ○子ども部会について

子ども部会の主な審議事項として「子どもの視点による少子化対策の推進」と記載があるが、そもそも「子どもが少子化対策を推進する」という考え方に無理があると思われる。

これまでの数年間の部会報告でも、大人が誘導しているのかと思わざるを得ない大人と同様の意見が聞かれ、北海道内の市町村で日々暮らし、育てている子どもの立場からの真の意見を聞くにはどうしたらよいのか？といつも考えていた。「子どもの視点を活かしたまちづくり」を進めていくことが、引いては少子化対策にもつながるものを考える。

「少子化対策」という言葉を使用せず、「北海道のどこに生まれても、ひとり一人の子どもがのびのび健やかに育つ北海道としていくためにはどうしたらよいか」を子ども部会で話し合うと、子どもの視点で様々な意見が出て来るのではないか。

川田座長などの専門家も交えて、趣旨、手法、話合いのゴールのあり方などを再度検討してみてもどうか。

子ども部会の存在意義は感じており、短絡的に廃止を選ぶことには賛成しない。

#### ○審議会のあり方について

審議会は様々な専門分野の活動の背景を持つ委員の集まりであり、道の事務局の顔ぶれも一新されたと感じるので、お互いの自己紹介も交えながら「北海道の子どもの未来づくりをどのような方向に向けてどう進めていったらいいのか」、その根幹になる部分についてざっくばらんに意見交換して共通理解を深められる時間があればよいと感じている。

#### 【事務局】

貴重な御意見を賜り感謝申し上げます。

こども基本法第11条では、地方公共団体において、こども施策を策定・実施・評価するに当たり、施策の対象となるこどもや子育て当事者等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることとされておりますことから、川田会長とも御相談しながら、こどもの意見を施策へ反映させるための新たな取組や子ども部会の在り方について、引き続き、検討してまいります。

#### 【山田園子委員】

北海道青少年健全育成審議会が8月25日（金）に開かれました。その中で、第2次北海道青少年健全育成基本計画に基づく施策の推進状況等について審議。

内容は子どもを取り巻くあらゆる事（概ね）について書かれている。

今回見直しを考えているほぼ全てを審議している事になる。

そこで、疑問となるのが、この青少年健全育成審議会をどのように部会にするのか。それぞれ担当部会が置かれる予定。全体の内容は子どもの未来づくり審議会が審議（？）いらぬのか？青少年健全育成条例はいらぬ？基本計画は？青少年健全育成審議会はどこが子ども未来づくり審議会と違うのか？同じにはならない。まとめれば良いわけではない。審議の目は多い方が色々な考え方が生まれる。人ばかり多くてもまとまらない。担当（役所）が変わっても、進行中の審議や事業は止められない。

北海道子どもの未来づくり審議会と青少年健全育成審議会は、北の大地☆子どもの未来づくり北海道計画と北海道青少年基本計画が一緒になるまでそのまま置く。

その他の部会は案のとおり。2つの審議会はそのままとし、条例や総合計画との兼ね合いを考えていく。両方とも全部の部会の報告やデータを必要としている。慎重にお願いします。

#### 【事務局】

貴重な御意見を賜り感謝申し上げます。

北海道青少年健全育成審議会につきましては、北海道子どもの未来づくり審議会の部会に位置付けますが、現在の審議機能を維持することとしております。御懸念されております新たな青少年健全育成に関する部会の設置に当たりましては、委員構成や情報共有の在り方など、いただいた御意見を踏まえ、慎重に検討してまいります。